

川崎市職員共済組合の保有する個人情報の保護に関する宣言

川崎市職員共済組合（以下「組合」という。）は、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）に基づき、相互扶助事業（医療及び年金の給付等）によって組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、その福利厚生をはかり、もって職務の能率的運営に資することを目的としています。

組合は、その目的を達成するため、次の事業を行っています。

(1) 短期給付等給付事業

組合員等に対する法第53条、第54条及び附則第17条に規定する短期給付等の給付事業

(2) 長期給付等給付事業

組合員及びその遺族に対する法第74条に規定する長期給付（退職共済年金、障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金）の給付事業

また、これに附帯する事業として、国民年金法附則第9条の4の規定に基づく基礎年金の支払に関する事務に係る事業

(3) 福祉事業

ア 法第112条に規定する組合員の福祉の増進に資するための次に掲げる事業

(ア) 組合員等の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

(イ) 組合員の貯金の受入れ又はその運用に関する事業

(ウ) 組合員の臨時の支出に対する貸付けに関する事業

イ 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導に関する事業

組合がこれらの事業を適切に行っていくためには、組合員等の個人情報は必要不可欠なものであり、組合は、以下のとおり方針を定め、組合員等の個人情報の保護に万全を尽くしていくことを宣言します。

1 個人情報に関連する法令等の遵守

組合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方公務員共済組合等が講ずべき個人情報の保護に関する指針（平成17年総務省告示第359号）等、関連する法令等を遵守するとともに、組合の保有する個人情報の保護に関する関係規程を策定し、その適切かつ有効な実施を図ります。

2 個人情報の収集と利用

組合は、組合の業務を遂行するために必要な範囲内において、利用目的を明確にしたうえで、組合員等の個人情報を収集し、利用します。

また、利用目的を達成するために必要な範囲内において、個人データの処理を適正に取扱うことができる事業者へ業務委託する場合を除き、組合員等の個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、次の各号に掲げる場合は、組合員等に事前の同意を得ることなく、組合員等の個人情報を第三者に提供することがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 個人情報の開示、訂正、削除等

組合員等が、組合員等本人の個人情報の開示、訂正、利用停止等を希望される場合には、川崎市職員共済組合個人情報の保護に関する規程その他関係規程に基づき、それぞれ請求等ができますので、お申し出ください。

組合は、当該請求等があったときは、法令及び関係規程に基づき、適切かつ速やかに対応します。

4 個人情報保護体制の継続的改善

組合は、個人情報の保護体制を適正に維持するため、常に個人情報の取得、管理の状況等を把握し、組合の保有する個人情報の保護に関する関係規程、本宣言等の内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

5 組合が保有する個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、次の窓口で受け付けています。

川崎市職員共済組合庶務係 TEL 044-200-2141 内線56321
受付時間 8:30~17:00 (12:00~12:45を除く。)
(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く。)

◎組合が保有する個人情報

個人情報の種類	個人情報の内容
<p>組合員及び任意継続組合員情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・職員番号・所属・給料月額・諸手当支給額・表級号・年間収入（所得）額・戸籍謄（抄）本又は戸籍全部（個人）事項証明書・氏名及び続柄が記載された世帯全員の住民票 ・（任意継続）組合員証の記号及び番号・資格取得年月 ・ 資格喪失年月日・短期及び福祉（任意継続組合員を除く。）掛金額（未納額）・給付金等振込先口座・短期給付等給付額 ・ 被扶養者の認定又は否認に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された情報 ・ 診療報酬明細書・調剤報酬明細書・訪問看護療養費明細書に記載された情報 ・ 保健給付に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された情報 ・ 休業給付に関し組合員から組合へ提出された情報 ・ 災害給付に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された情報 ・ 健康教育事業の実施に関し組合が取得した組合員に係る情報（任意継続組合員を除く。） ・ 健康診査事業の実施に関し組合が取得した組合員又は任意継続組合員に係る情報 ・ 契約保養所事業の実施に関し組合が取得した組合員等に係る情報（任意継続組合員を除く。） ・ 貸付事業の実施に関し組合が取得した組合員に係る情報 ・ 貯金事業の実施に関し組合が取得した組合員に係る情報 ・ 特定健康診査及び特定保健指導事業の実施に関し組合が取得した組合員又は任意継続組合員に係る情報 <p>※任意継続組合員については在職時の情報を含む。</p>
<p>被扶養者情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・組合員との続柄・年間収入（所得）額・戸籍謄（抄）本又は戸籍全部（個人）事項証明書・氏名及び続柄が記載された世帯全員の住民票 ・（任意継続）組合員被扶養者証の記号及び番号・資格取得年月日・資格喪失年月日・給付金等振込先口座及び短期給付等給付額（遺族である場合に限る。） ・ 被扶養者の認定又は否認に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された被扶養対象者の認定又は否認に係る情報 ・ 診療報酬明細書・調剤報酬明細書・訪問看護療養費明細書に記載された被扶養者に係る情報 ・ 保健給付に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された被扶養者に係る情報 ・ 災害給付に関し組合員又は任意継続組合員から組合へ提出された被扶養者に係る情報 ・ 健康診査事業の実施に関し組合が取得した被扶養者に係る情報 ・ 契約保養所事業の実施に関し組合が取得した被扶養者等に係る情報（任意継続組合員を除く。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査及び特定保健指導事業の実施に関し組合が取得した被扶養者に係る情報
組合員及び年金受給者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・職員番号・所属・採用年月日・退職年月日・退職理由・定年退職予定年月日・在職期間・給料月額・諸手当支給額・表級号・年間収入（所得）額・長期掛金額（未納額）・職歴・年金加入履歴・年金番号・基礎年金番号・年金等振込先口座・年金受給額・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は住民票に記載された氏名、続柄、本拠地等 <p>※退職者については在職時の情報を含む。</p>
遺族年金受給者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名・住所・電話番号・生年月日・年齢・性別・組合員との続柄・扶養対象期間・遺族年金番号・遺族基礎年金番号・遺族年金等振込先口座・遺族年金受給額・年間収入（所得）額・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は住民票に記載された氏名、続柄、本拠地等

◎主な利用目的

- 1 短期給付等事業及び長期給付等事業の執行
 - (1) 短期給付等の給付に係る事務
 - (2) 年金（基礎年金を含む。）の給付に係る事務
 - (3) 年金加入期間確認通知書の送付に係る事務
 - (4) 第3号被保険者の認定に係る事務
 - (5) 年金受給者の現況調査に係る事務
- 2 経理単位の収入事務の執行
 - (1) 掛金及び負担金の給与控除及び徴収に係る事務
 - (2) 貯金積立金の給与控除及び徴収に係る事務
 - (3) 貸付返済金の給与控除及び徴収に係る事務
- 3 健康教育事業の執行
事業の申込、実施結果等に係る事務
- 4 健康診査事業の執行
健康診査の申込、診査結果等に係る事務
- 5 契約保養所事業の執行
施設の申込、利用結果等に係る事務
- 6 貯金事業の執行
貯金の申込、本人確認等に係る事務
- 7 貸付事業の執行
貸付の申込、審査等に係る事務
- 8 特定健康診査及び特定保健指導事業の執行
特定保健指導の申込、指導結果等に係る事務
- 9 業務委託事業者への情報提供等を行う事務
 - (1) レセプトの画像化及びデータ入力に係る事務
 - (2) 柔道整復師レセプトの点検に係る事務
 - (3) 健康診査（がん検診、人間ドック等を含む。）に係る事務
 - (4) 医療費通知に係る事務
 - (5) 契約保養所の申込及び利用状況に係る事務
 - (6) 貯金事務手続き（加入者リストの作成、貯金の払戻し事務等）に係る事務
 - (7) 預金保険制度適用のための名寄せに係る事務
 - (8) 団体信用保険及び貸付保険の適用に係る事務
 - (9) 特定保健指導対象者の抽出及び指導に係る事務
 - (10) レセプトの審査に係る事務
 - (11) レセプトの保管に係る事務